

山鹿市条例第26号

山鹿市税条例の一部を改正する条例

山鹿市税条例（平成17年山鹿市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第89条第1項中「の各号」を削る。

第90条第1項第1号を次のように改める。

(1) 身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者等」という。）の移動の用に供する軽自動車等であって、次に掲げるもの（身体障害者等1人につき1台に限る。）

ア 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等が運転するもの

イ 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの

ウ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下このウにおいて同じ。）又は身体障害者等を常時介護する者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

第90条第2項中「及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を削り、同項第1号中「関係」の次に「又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者である場合には、常時介護証明書」を加え、同項第2号中「年齢」を「生年月日」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「、主たる定置場、種別、用途及び使用目的」を削り、同号を同項第5号とし、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山鹿市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。